令和4年10月13日

大阪府人事委員会

**令和４年　職員の給与等に関する報告及び勧告の概要**

**▶ ３年ぶりに月例給、特別給（ボーナス）ともに引上げ**

・　民間給与との較差（0.31％）について、初任給及び若年層の給料月額を引上げにより解消

・　特別給（ボーナス）を0.10月分引上げ、人事院の改定内容等を踏まえ勤勉手当に配分

・　再任用職員の給料月額を国家公務員等との均衡を踏まえ見直し（令和５年４月～）

**報告及び勧告のポイント**

**１　民間との給与較差**

**(1)　月例給**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **民間給与（Ａ）** | **職員給与（Ｂ）※** | **較　　差（Ａ－B）** |
| **373,395円** | **372,252円** | **1,143円（0.31%）** |

※行政職給料表適用職員10,987人、平均年齢40.7歳

**(2)　特別給（ボーナス）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **年間支給月数** | **民間** | **職員** |
| **4.42月※** | **4.30月** |

※前年8月から当年7月までの特別給（ボーナス）の支給月数

**２　給与改定の内容**

**(1)　月例給**

①　行政職給料表

初任給について、高校卒程度を4,000円、大学卒程度を3,000円引上げ

20歳台半ばに重点を置き、30歳台前半までの職員が在職する号給について改定

（平均改定率：0.33％[１級 1.53％、２級 0.22％、３級 0.01％、４級以上改定なし]）

②　その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に改定

③　特定の職員の給料月額等に関する特例の取扱い

改定後の給料月額が当該特例を適用した場合の給料月額に達しない場合は、当該特例の給料月額を維持する所要の措置を講ずること。

【改定の内訳】

給料表1,022円　はね返り分※121円　※給料表の改定による諸手当額の増減分（地域手当など）

**(2)　特別給（ボーナス）**

民間の支給状況に見合うよう引上げ 【4.30月分→4.40月分】

民間の支給状況や人事院の改定内容等を踏まえ、引上げ分は勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ６月期 | 12月期 |
| 期末手当 | 1.200月 | 1.200月 |
| 勤勉手当 | 1.000月（現行0.950月） | 1.000月（現行0.950月） |

**(3)　再任用職員の給料月額の見直し**

国家公務員等よりも低い水準にある再任用職員の給料月額について、高齢層職員の平均給料月額の７割水準にまで引上げ。

（見直し対象：行政職給料表・医療職給料表㈡の２級・３級、公安職給料表１級～４級）

**(4)　改定時期**

・ 令和４年４月１日：(1)①② 給与較差の解消、(2) 特別給

・ 条例の公布日：(1)③

・ 令和５年４月１日：(3)再任用職員の給料月額の見直し

**３　職員（行政職給料表適用者）の年収への影響額（令和４年度）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 現行額 | 勧告実施後試算額 | 増減 |
| 平均給与月額 | 372,252円 | 373,395円 | 1,143円 |
| 平均年間給与額 | 6,095千円 | 6,152千円 | 57千円 |

**４　大阪府財政への影響額（令和４年度）**

年間で約45.6億円の増額（月例給：12.0億円、特別給：33.6億円）

※警察、学校を含む総額。共済費は含まない。

**５　給与制度、人事管理等に関する本委員会の意見**

**(1)　給与勧告の意義とあるべき給与**

人事委員会の給与勧告は、職員給与を社会一般の情勢に適応させるべく行うものであり、適切に対応されることを求める

管理職手当について、延長され続ける減額措置の解消に向けた検討を求める

高齢期職員の給与について、定年引上げを見据えた国の動向を注視しつつ制度のあり方を検討

**(2)　職員の意欲・能力の向上に向けた取組み**

①　人材の確保

受験者数の増加には、公務への志望意欲を喚起することが重要であることから、引き続き公務の魅力や仕事のやりがいを多様な手段で発信

②　人材の育成

職員が意欲ややりがいを持って働き、仕事を通じて成長を実感できるよう、組織理念を明確化した上で、人材育成の基本方針を共有し、戦略的な人材マネジメントに取り組むことが必要

③　多様な人材の活躍

女性職員の昇任意欲の醸成と、すべての職員にとって働きやすい環境づくりや仕事と家庭の両立支援のさらなる推進が必要

定年引上げが高齢期職員と組織の双方によりよい効果をもたらすよう、高齢期職員の活躍支援に向けた取組みに期待

④　人事評価制度とその活用

下位評価区分の分布割合を固定化した制度の見直し、あるいは下位評価区分の分布割合の運用の柔軟化について、早急に検討が必要

**(3)　働きやすい職場環境の構築**

①　長時間労働の是正

管理職の安全配慮義務への意識やマネジメント能力向上のための取組みを更に進めるとともに、時間外勤務縮減に効果のある好事例の共有等、管理職の取組みを支援する仕組みや体制の強化が必要

教育職員の長時間労働是正のため、引き続き、勤務時間制度等の見直しや部活動指導員の更なる拡充等に向けて積極的に取り組むよう期待

②　柔軟な働き方の更なる推進

コアタイムを短縮する目的やフレックスタイム制を希望する職員が求める働き方等を整理し、フレックスタイム制をはじめとする勤務時間制度の更なる柔軟化について検討が必要

行政ＤＸの推進等による職員の負担軽減や組織風土改革により、休暇等を取得しやすい職場づくりに引き続き取り組むことが必要

③　健康管理

メンタルヘルス不調の予防に向けた的確な対策や、休業者の職場復帰におけるきめ細かい配慮など、総合的なメンタルヘルス対策への積極的な取組みが必要

④　ハラスメント防止

職場におけるコミュニケーションの円滑化、組織マネジメントの強化など、ハラスメントを生じさせない働きやすい職場環境づくりに向けた更なる取組みが必要